

# 「かんきつ王国えひめ」若者向けプロモーション 業務企画提案公募実施要領

この要領は、「かんきつ王国えひめ」若者向けプロモーション業務の実施にあたり、企画提案公募（プロポーザル）を行い、総合的な審査により業務予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務の名称

「かんきつ王国えひめ」若者向けプロモーション業務

### (2) 委託業務の目的

愛媛県は、温州みかんをはじめとして、紅コレクション（紅まどonna、紅かんぺい、紅プリンセス）やその他中晩柑などの多彩な柑橘品種が年間を通じて連続して出荷できる体制が整っていると同時に、生産量や高い品質などが市場や消費者から高く評価され、「かんきつ王国」の地位を築いている。

この「かんきつ王国」としての地位を20年後も保ち続けるためには、将来の生産や消費を担う本県の「若者による若者向け」のプロモーションを行い、本県柑橘の魅力や生産方法、流通など、生産現場の状況を積極的に発信することで、「かんきつ王国えひめ」のブランド力強化や次世代への継承に向けた県民の意識醸成を図ることを目的とするもの。

### (3) 予算上限額

4,800千円（消費税及び地方消費税込み）

### (4) 委託業務の内容

別紙「「かんきつ王国えひめ」若者向けプロモーション業務仕様書（案）」に基づいた企画を立案するもの。

### (5) 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

## 2 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者にプロポーザルへの参加を認める。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の利益となる活動を行う者が事業者の経営等に関わっていないこと。

※共同事業体で参加しようとする場合は、代表者及び構成員は、それぞれ①～③の資格要件を満たすこと。

### 3 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和8年6月12日（金）～令和8年6月29日（月）

(2) 配布方法

実施要領は、えひめ愛フード推進機構ホームページ及び愛媛県ホームページの「入札情報」に掲載するほか、(3) 配布場所において配布する。

(3) 配布場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 えひめ愛フード推進機構事務局  
(愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課 内)

※実施要領を受け取る場合の受付時間は、上記(1)の配布期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までとする。

### 4 参加申込み

(1) 提出書類

- ①「企画提案公募（プロポーザル）参加表明書」【様式1】
- ②「事業者概要及び業務実施に関する実績表」【様式2】

(2) 提出期間

令和8年6月12日（金）～令和8年6月29日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先の注意事項

- ▶ 提出先は、〔別表〕担当窓口のとおり。
- ▶ 郵送又は持参にて提出すること。
- ▶ 資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送にてその旨通知する。

### 5 企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問

(1) 受付期間

令和8年6月12日（金）～令和8年6月22日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。その際には「企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問票」【様式3】を使用すること。

(3) 注意事項

件名は「「かんきつ王国えひめ」若者向けプロモーション業務企画提案公募に関する質問」とし、電子メール送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(4) 送信先アドレス

〔別表〕担当窓口のとおり。

(5) 回答方法

質問票に記載された連絡先に電子メールで通知する。

※質問の内容によっては、参加表明書提出期限後、他の参加表明者全員に通知する。

(6) 回答予定日

令和8年6月26日（金）

(7) その他

上記(1)の受付期間以外の質問は、原則回答しない。

## 6 企画提案書

(1) 企画提案書及び関係資料の提出

「「かんきつ王国えひめ」若者向けプロモーション業務企画提案書作成要領」(資料1)による書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年7月13日（月） 午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〔別表〕担当窓口のとおり。

(4) 提出方法

〔別表〕担当窓口への郵送又は持参に加えて、電子メールで提出すること。

(5) 注意事項

- 1事業者（共同事業者）につき1提案とすること。
- 独自の提案があれば、その内容を盛り込むこと。
- 提案を取り下げの場合は、「取下げ願い書」【様式4】に署名捺印の上、担当窓口へ提出すること。
- 企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合にも、同様に「取下げ願い書」【様式4】を担当窓口へ提出すること。

- ▶ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ▶ 提案書の再提出は、上記（2）の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。
- ▶ 郵送で提出する場合は、受付期間内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

## 7 業務予定者の選定審査

ア 「「かんきつ王国えひめ」若者向けプロモーション業務企画提案公募（プロポーザル）審査基準」（資料2）に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

イ 審査は、えひめ愛フード推進機構が設置する選定審査会において、書面により行う。ただし、選定審査会が必要と認めた場合には、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。

なお、ヒアリングを実施する場合の日時・場所等については別途応募者へ通知することとする。

ウ 企画提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

## 8 審査結果

選定委員会における審査を経て、文書で参加事業者に通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

なお、通知日は令和8年7月下旬（予定）とする。

## 9 契約

### （1）契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、別に定める予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### （2）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

## 10 公平なプロポーザルの確保

（1）参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加事業者は、競争を制限する目的で他の参加事業者と参加意思及び提案内容等について、相談を行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加事業者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加事業者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加事業者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、目的を十分理解したうえで、えひめ愛フード推進機構事務局と協議しながら業務を進めるものとする。
- (2) 上記協議の結果や事業の調整の必要性等から、提案内容の一部について、中止や変更、差し替えを求める場合がある。
- (3) 委託期間において、適時必要に応じ、えひめ愛フード推進機構事務局と業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと

## 12 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提案された提案書については、返却しない。
- (3) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

### 〔別表〕担当窓口

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
えひめ愛フード推進機構事務局  
(愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課 内)  
電話：089-912-2569 / 電子メール：brand@pref.ehime.lg.jp